

令和 5 年 5 月 23 日

本部内各部課長

警察学校長 殿

各警察署長

茨城県警察本部長

地域交通安全活動推進委員制度の運営について

見出しのことについては、下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第 1 推進委員

1 委嘱

(1) 警察署長の推薦

警察署長は、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 7 号。以下「規則」という。）第 1 条第 1 項の規定により、公安委員会が定める区域（以下「活動区域」という。）ごとに地域交通安全活動推進委員（以下「推進委員」という。）を推薦するものとされており、活動区域は、原則として当該警察署の管轄区域となる。

警察署長は、推進委員を推薦する場合には、活動区域内に居住し、又は勤務するなど活動区域の交通の状況に精通していると認められる者について、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 108 条の 29 第 1 項各号に定める委嘱の要件を満たしているか否かを慎重に判断した上、適任者を次の事項を明らかにして茨城県地域交通安全活動推進委員推薦書（別記様式第 1 号）により茨城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に推薦する。

ア 氏名、住所、生年月日、職業、免許の有無、経歴（ボランティアとしての活動歴を含む。）及び健康状態

イ 前科及び運転免許行政処分歴

ウ 推進委員としての推薦理由

(2) 委嘱の要件

法第108条の29第1項各号に定める委嘱の要件を満たすか否かの判断は、次に定めるところにより行う。

ア 人格及び行動について、社会的信望を有すること。(第1号)

人格識見ともに優れ、行動においても関係地域の住民に信頼があることをいう。

なお、関係地域に他の交通に関するボランティア活動を行う者がいる場合には、その信頼も厚く、これと十分に連携をとりながら、効果的な活動を行うことができる者を選定することが望ましい。

イ 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。(第2号)

交通の安全と円滑に資するための活動について、熱意と旺盛な使命感を持つとともに、自主的、自発的な活動を可能にするだけの時間的な余裕を有することをいう。

ウ 生活が安定していること。(第3号)

経済的、社会的、家庭的に見て、生活基盤が安定していることをいう。

エ 健康で活動力を有すること。(第4号)

心身ともに健康であり、推進委員としての活動を行うことによって、精神的、肉体的に支障を来すおそれがないことをいう。

このような要件を満たす限りにおいては、高齢者等であっても支障はないが、活動力等の面から、十分に適格性を判断することが望ましい。

(3) 辞令

推進委員の委嘱は、辞令により行う。

辞令の様式は、別記様式第2号とする。

(4) 関係住民に対する周知

規則第1条第2項の規定による措置は、委嘱した推進委員の氏名及び連絡先並びにその活動区域を茨城県報で公示する。

このほか、警察署の掲示板への掲示、ミニ広報紙への掲載等適当な方法により周知に努めることが望ましい。

2 任期

推進委員の任期は2年であり、再任することができる（規則第2条）が、再任する場合であっても、1に定める委嘱の手続をとること。

なお、欠員補充により委嘱された推進委員の任期については、前任者の残任期間とする。

3 活動区域

(1) 原則

推進委員は、原則として、活動区域内の地域につき、その活動を行うものとされている（規則第3条）が、これは、当該地域における交通の安全と円滑に資するための活動であれば、地理的に当該地域外の地域においても、その活動を行うことができることとする（一の市町村に複数の活動区域がある場合に、当該市町村内の各活動区域の推進委員が相互に協力して当該市町村全体の交通の安全と円滑に資するための活動を行うときなどのように、推進委員の活動区域内の地域における交通の安全と円滑に資するための活動が含まれていれば、当該地域外の地域において活動を行っても差し支えない。）。ただし、活動区域外の地域において、法第108条の29第2項の活動を行う場合においては、その所属する地域交通安全活動推進委員協議会（以下「協議会」という。）を通じ、あらかじめ当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長に届出をするよう指導すること。

(2) 特例

協議会は、他の協議会からその所属する推進委員の応援派遣の要請を受けた場合には、応援派遣することとなる推進委員の同意を得、かつ、当該推進委員の活動区域を管轄する警察署長に届出をし、期間及び活動する地域を定めて、その所属する推進委員を当該要請をした協議会に応援派遣することができることとする。この場合においては、当該推進委員は、(1)にかかわらず、定められた期間及び地域内において、その活動を行うことができる。

4 活動内容及び方法

法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に定める推進委員の活動については、次に定めるところによる。

(1) 活動内容

ア 適正な交通の方法及び交通事故防止について住民の理解を深めるための住民に対する交通安全教育（法第108条の29第2項第1号）

(7) 概要

地域住民の交通安全に対する意識を高揚させることの重要性に鑑み、地域住民に対する交通安全教育を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

a 老人クラブの定例会等において、地域の高齢者に対して、身近な交通事故の多発箇所等を示すとともに、歩行中の交通事故を防止するため、安全にこれらの場所を通行する方法を理解させる交通安全教育を実施する。

b 町内会等において、活動区域内の幼児・児童の保護者に対し、子供と一緒に道路を通行する際に注意すべき事項等保護者として果たすべき役割を理解させるための交通安全教育を実施する。

c 警察、交通安全協会等が実施する交通安全教育において、ヒヤリ地図の作成や地域において道路を安全に通行するために留意すべき事項等を指導する。

d 警察、茨城県交通安全活動推進センター（以下「県センター」という。）等から講師を招き、これらの講師と共に活動区域内の住民に対して交通安全教育を実施する。

(ウ) 留意事項

推進委員の行う交通安全教育においては、歩行者や運転者が道路を安全に通行するために必要な事項を網羅的に教育する必要はなく、地域の実情に応じて、住民が安全に道路を通行するために知っておく必要のある事項を選択的に取り上げて実施すれば足りる。

また、推進委員が交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に従った教育を実施することができるようになるため、警察は、講習において当該指針や交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）の内容を指導するとともに、活動区域における交通事故の発生状況等に関する情報の提供、交通安全教育に必要な資器材の貸与、警察官の派遣等を行い、交通安全教育が効果的かつ適切に実施されるよう協力す

ること。

- イ 高齢者、障害者その他その通行に支障のある者の通行の安全を確保するための方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第2号）

（ア） 概要

高齢化の進展、バリアフリー化の推進等に鑑み、高齢者や障害者の通行の安全を確保するための方法について、住民の理解を深めるための運動の推進を推進委員の活動内容としたものである。

（イ） 具体例

- a 高齢者や障害者が、歩行者として又は自転車や電動車椅子等を利用して道路を通行している場合に、周囲の者が進路を譲るなどの配慮について啓発活動を行う。
- b 高齢運転者標識、身体障害者標識又は聴覚障害者標識を表示する自動車に対する保護や配慮について啓発活動を行う。
- c 高齢運転者等専用駐車区間制度の周知を図るとともに、他の一般ドライバーが車両を駐車しないようにするためのモラル向上について啓発活動を行う。

（ウ） 留意事項

推進委員による高齢者や障害者の通行の安全を確保するための啓発活動が効果的に行われるよう、講習において反射材の活用、電動車椅子の安全対策等について教養する必要がある。

- ウ 道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第3号）

（ア） 概要

道路における適正な車両の駐車及び道路の使用の方法について、住民の理解を深めるための運動の推進を推進委員の活動内容としたものである。

（イ） 具体例

- a 違法駐車追放キャンペーンを行うなど、駐車問題等に関する住民運動の盛り上げを図る。
- b 通学路の途中にある地域住民の放置車両によって、児童の歩行に危険

があることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、駐車対策等の必要性について理解を深めるための広報啓発を行う。

- c 駐車場案内パンフレットを活用するなどして、適正な車両の駐車に資するための情報を提供する。

(ウ) 留意事項

地域住民の駐車問題等に関する意識を高めるように活動を指導する必要がある。

エ 特定小型原動機付自転車又は自転車の適正な通行の方法について住民の理解を深めるための運動の推進（法第108条の29第2項第4号）

(ア) 概要

特定小型原動機付自転車又は自転車（以下「自転車等」という。）の適正な通行の方法について、住民の理解を深めるための運動の推進を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

- a 自転車等の通行ルール、安全な通行等に関するチラシを配布するなどにより、自転車等の利用者に対して通行ルールの周知を図る。
- b 自転車等の利用者に対するルール遵守の徹底を図るための街頭における指導啓発を行う。

(ウ) 留意事項

推進委員による自転車等の適正な通行についての啓発活動が効果的に行われるよう、講習において通行方法等について教養する必要がある。

オ 地域における交通の安全と円滑に資する事項について広報及び啓発をする活動（法第108条の29第2項第2号から第4号に掲げるものを除く。）（規則第4条第1号）

(ア) 概要

イからエに掲げるもの以外で、交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

- a 交通事故防止、飲酒運転根絶や暴走族追放を目的とするキャンペーンを行うなど、交通問題に関する住民運動の盛り上げを図る。

b 夜間に道路横断中の死亡事故が多発していることなど、地域の具体的な交通の状況を踏まえて、交通対策の必要性や反射材用品等の活用について理解を深めるための広報啓発を行う。

c 商店街や観光地における各種交通安全に資するための情報を提供する。

(ウ) 留意事項

形式的な活動に流れることなく、地域の交通状況に応じた事項を取り上げて、広報啓発活動を行うよう指導する必要がある。

カ 地域において活動する団体又は個人に対し、地域における交通の安全と円滑に資するための協力を要請する活動（規則第4条第2号）

(ア) 概要

交通の安全と円滑に資するための協力要請活動を推進委員の活動内容としたものである。協力を要請する事項としては、交通の安全と円滑に支障を及ぼす事情を解消することのような消極目的の事項と、交通安全運動に取り組むことのような、いわば積極目的の事項との両方が考えられる。

(イ) 具体例

a 自治会の活動テーマとして駐車問題等の交通問題を取り上げることなどを働き掛ける。

b 各種行事主催者に対し、臨時駐車場の設置、案内板の設置、自動車利用の自粛推進等の自主的な交通対策を講ずるよう働き掛ける。

c 大型ビルの建築等に伴い、関係者に対して自主的・先行的な交通安全対策等を講ずるよう働き掛ける。

d 貨物搬入は混雑時間帯を避けること、店頭に駐車場案内板を設けることなど、企業、商店等に対して自主的な交通安全対策を講ずるよう働き掛ける。

(ウ) 留意事項

協力要請は、これに伴い相手方に経済的負担を負わせることになる場合が多いと考えられるため、その内容を踏まえ、要請の方法を工夫するなど、相手方の納得を得ながら協力要請を行うよう指導する必要がある。

キ 地域における交通の安全と円滑に関する事項について、住民からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う活動（規則第4条第3号）

(7) 概要

交通の安全と円滑に関する事項についての相談活動を推進委員の活動内容としたものである。「その他の援助」とは、推進委員として可能な範囲内での援助であり、例えば、交通問題の解決に関するパンフレット等があればこれを相談者に交付したり、相談者の希望に応じて警察機関等の担当部門と連絡を行うなどをいうものである。

(イ) 具体例

- a 地域における交通規制、信号機の設置等に関して住民の相談に応ずる。
- b 迷惑駐車等の問題に対して電話、応接等を通じて相談に応ずる。

(ウ) 留意事項

活動区域における交通の安全と円滑に係る場合には、活動区域外の地域の住民からの相談にも応じて差し支えない。また、相談に係る事項が他の協議会の活動区域に関するものであるような場合には、推進委員は、その所属する協議会を通じて、当該他の協議会と連絡を図りながら適切な対応に務めるよう指導する必要がある。

「相談」に関して知り得た他人の秘密については、正当な理由なく他人に漏らさないように留意させる必要がある。

ク 地域における交通の安全と円滑に資するための活動に協力し、又はその活動を援助する活動（規則第4条第4号）

(7) 概要

交通の安全と円滑に資するための活動に対する協力援助活動を推進委員の活動内容としたものである。「協力援助活動」の対象となる活動には、純粋に民間ベースの活動も、警察機関等が関与する活動も含まれるものである。

(イ) 具体例

- a 地域の交通安全運動等に協力する。
- b 商店会、自治会等の自主的な交通対策に協力する。

(ウ) 留意事項

協力援助活動は、他の活動主体の活動を支援することにより、地域全体における交通の安全と円滑に資する活動を高めようとするものである。し

たがって、推進委員による協力援助が他の活動主体の当該地域における活動を活性化させることになるか、その効果を念頭に置きながら行うよう指導する必要がある。

ケ 前各号又は法第108条の29第2項第1号から第4号までに掲げる活動を行うため必要な範囲において、地域における交通の状況について実地に調査する活動（規則第4条第5号）

(ア) 概要

法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条第1号から第4号までの活動に伴う実地調査活動を推進委員の活動内容としたものである。

(イ) 具体例

- a 相談者に適切な助言をするため、必要な実態調査を行う。
- b 地域の実情に応じた交通安全教育や広報啓発活動を行うため、地域の交通上の問題点について調査を行う。

(ウ) 留意事項

調査活動をするための強制にわたるような権限は与えられていないので、他人の敷地に立ち入って調査する必要がある場合には、当然、その管理者の承諾が必要である。

また、実地調査活動は、必ずしも実地での活動が必要とされるものではなく、動画や画像データ等を活用し、必要な情報を遠隔で収集することで、地域における交通の状況の確認を十分に行うことができる場合においては、実地調査活動を遠隔での活動で代替できるものとする。

(2) 活動方法

ア 人数

各活動を行う際の体制は特に定めがないが、協力要請活動のうち、違法行為を防止するため必要な措置を講ずることを要請する場合には、原則として、共同して行うこと。

イ 活動の分担

推進委員は、活動区域全体において幅広く各活動を行うことができるが、一人の推進委員が(1)に掲げる全ての活動を網羅的に行う必要はない。そこ

で、協議会において、各推進委員の活動の効果が活動区域全体にバランスよく及ぶよう、それぞれの推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整するように指導する必要がある。

(3) 活動の対象範囲

法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動は、地域における交通の安全と円滑に資するための活動に限られる。例えば、道路に関する工事においても、交通の安全と円滑に資するために必要な事項に関する要請活動等を行うことができるが、道路の占用物件の保全に必要な事項などの交通の安全と円滑とは関係のない事項に関して指示、注意等を行うことはできない。

5 遵守事項

推進委員に対し、次の事項を遵守するよう十分指導するものとし、推進委員がこれらに違反したと認められるときは、個別に注意をするなど必要な措置をとること。

- (1) 住民に対して行う交通安全教育を、交通安全教育指針に従って行うこと。(法第108条の29第3項)

ア 趣旨

推進委員による交通安全教育の効果的かつ適切な実施を図るためには、その内容、方法等につき準拠すべき指針を定め、推進委員が行う交通安全教育をその指針に従って行わせることが効果的であると考えられるため、このように義務付けられたものである。

イ 留意事項

交通安全教育指針に従って交通安全教育を行うことができるよう平素から交通安全教育指針に対する理解を深め、これを活用し、地域の住民に対して、効果的かつ適切な交通安全教育を行うことができるよう指導する必要がある。

- (2) 関係地域の住民の要望と意見を十分に尊重するよう努めること。(規則第5条第1項前段)

ア 趣旨

推進委員が、関係地域の住民の要望と意見を十分に尊重して活動を行うべきことは、ボランティア活動に法的な裏付けを与えるという推進委員制度の

趣旨に鑑み、推進委員としての当然の心構えであり、このことを端的に活動上の注意として定めたものである。

イ 留意事項

平素から、住民の要望と意見を踏まえて活動を行うよう留意するとともに、推進委員の活動に批判的な意見についても、虚心坦懐に活動の在り方を省みるなど、真摯な対応をとるよう指導することが必要である。

- (3) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。(規則第5条第1項後段)

ア 趣旨

推進委員は、警察官や交通巡視員とは異なり、法律上特別な権限は認められておらず、あくまでも地域住民の理解と協力を得ながらその活動を行うべきであるが、その活動の方法等いかんによっては、他人の正当な権利及び自由を害する可能性もあるので、このようなことのないように活動上の注意として明記することとしたものである。

イ 留意事項

「正当な権利及び自由を害する」活動には、刑罰法令に触れる行為はもとより、刑罰法令に触れなくとも憲法に保障された国民の権利及び自由を不当に侵害するような行為が含まれる。

(禁止される行為の例)

- a 交通安全に関するパンフレットの受取を拒否した者に無理強いをしてこれを受け取らせる。(規則第4条第1号関係)
- b 協力要請に応じないイベントの主催者に対して、嫌がらせをして催し物の開催を邪魔する。(規則第4条第2号関係)
- c 相談者の秘密を漏らす。(規則第4条第3号関係)
- d 実地調査のためにみだりに他人の敷地内に入り込む。(規則第4条第5号関係)

- (4) 政党又は政治的目的のためにその地位を利用しないこと。(規則第5条第2項)

ア 趣旨

推進委員の活動が、公務性を持つものであるところから、その政治的な中立性を確保し、その信頼性を高めるために、政治的な地位利用を禁止したも

のである。

イ 留意事項

特別職に属する地方公務員たる推進委員には、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する政治的行為の制限の適用はないので、本条の規定による指導を徹底し、いやしくも推進委員としての活動が選挙運動等に利用されることがないようにすること。

「政党のため」とは、特定の政党を結成すること、特定の政党に加入すること、特定の政党を支持すること、特定の政党から脱退すること、特定の政党に反対すること等に資するとの意味である。

「政治的目的のため」とは、公職の選挙において特定の候補者を支持し、又はこれに反対すること、特定の内閣を支持し、又はこれに反対すること、特定の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること、政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること等に資するとの意味である。

「その地位を利用する」とは、推進委員たる名称や推進委員としての活動に伴う影響力を行使することを意味する。

（禁止される行為の例）

a 推進委員が地域の住民に対して行う交通安全教室において、特定の候補者への投票を依頼する。

b 交通安全に関するチラシとともに、特定の政党の機関誌の号外を配布する。

6 身分証明書

(1) 携帯及び提示義務

推進委員は、活動を行うに当たっては、所定の身分証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならないこととされている（規則第6条第1項）ので、推進委員に対しこの旨の指導を十分に行うこと。

(2) 記載事項

身分証明書の「活動区域」の欄は、推進委員の活動区域を表す名称を簡潔に記載すること。

(3) 交付等

公安委員会は、委嘱に際して、規則別記様式第1号に定める様式の身分証明

書を推進委員に交付するものとし、推進委員がその身分を失ったときは、これを確実に返納させること。

7 標章

(1) 使用義務

推進委員は、活動を行うに当たっては、規則別記様式第2号に定める様式の標章を用いなければならないこととされている。(規則第7条)

推進委員には、活動中、所定の規格の記章(バッジ)を着用させることとするが、このほか、標章を印刷した腕章、帽子、たすき、旗等を使用しても差し支えない。

なお、推進委員の標章は、軽犯罪法(昭和23年法律第39号)第1条第15号の「法令により定められた標章」に該当するので、推進委員でない者が標章を用いることのないよう注意すること。

(2) 記章の規格

推進委員がその活動中に着用する記章は、別表第1の規格による。

(3) 交付等

公安委員会は、委嘱に際して記章を推進委員に交付する。また、推進委員がその身分を失った場合には、交付した記章を確実に返納させるよう指導すること。

8 講習

(1) 実施基準

規則第8条第1項の規定による推進委員に対する講習(以下「講習」という。)は、別表第2の基準に従って行うこと。

(2) 実施方法

講習は、受講者の利便性に配慮し、原則としてオンラインによることとするが、受講者の要望やインターネット環境の整備状況等を踏まえて柔軟に対応するなど、実情に応じた方法により行うこと。

(3) 講習の委託

ア 委託先

規則第8条第2項に規定するものとしては、県センター等と考えられる。

イ 留意事項

規則第8条第2項の規定により講習の実施を委託する場合においても、講

習を行う責任は公安委員会にあるので、受託者に対して必要な指導監督を十分に行うこと。

9 指導

(1) 指導を受ける義務

推進委員は、その職務に関して公安委員会の指導を受けるものとされている。

(規則第9条)

(2) 指導の対象

規則第9条の規定による指導には、全推進委員を対象とした一般的な指導のほか、個別の推進委員に対する指導も含まれる。

(3) 指導事項

指導する事項には、推進委員としての活動内容に関する事項のほか、規則第5条等に規定する推進委員としての義務を守らせることも含まれる。

また、指導する事項には、推進委員にその活動区域を守らせたり、遵守事項に違反する活動をしないうにさせたりする消極目的のもののほか、推進委員の活動を効果的、効率的に行うことができるようにするための積極目的のものも含まれる。

(4) 指導の方法

指導の方法としては、次のものが考えられる。

ア 講習及び県センターの行う研修において指導する。

イ 必要に応じて協議会の会長等を招致して指導する。

ウ 必要に応じて指導文書を各推進委員に配布する。

エ 警察職員に随時巡回指導をさせる。

オ 勤務懈怠、遵守事項違反等の問題のある推進委員に対して、個別に注意する等の措置を講ずる。

10 解嘱等

(1) 解嘱の要件

法第108条の29第5項各号に掲げる解嘱の要件に該当するか否かの判断は、次に定めるところにより行う。

ア 法第108条の29第1項各号のいずれかの要件を欠くに至ったとき。(第1号)

1(2)に定める委嘱の要件に該当しなくなったときをいう。

イ 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。(第2号)

法第108条の29第3項、規則第5条等に規定される職務上の義務に違反し、又は正当な理由がなく、法第108条の29第2項に規定する推進委員の活動を行うことを怠ったときをいう。

なお、「活動を行うことを怠った」か否かの判断は、公安委員会の指導内容、協議会における活動基準等の申合せ等の諸般の事情を考慮して、他の推進委員に比べて著しく活動が低調であるか否かにより判断する。

ウ 推進委員たるにふさわしくない非行のあったとき。(第3号)

推進委員としてふさわしくない刑罰法令に触れる行為又は反社会的・反道徳的な行為をしたときをいう。

(2) 解嘱手続

推進委員を解嘱する場合には、推進委員の所在が不明の場合を除き、あらかじめ理由を通知して、当該推進委員に弁明の機会を与えることとされている。

(規則第10条)

ア 警察署長は、推進委員が法第108条の29第5項に該当するなどその任務を遂行するに適さない理由があると認められるときは、解嘱上申書(別記様式第3号)により公安委員会に推進委員の解嘱を上申すること。

イ 推進委員に対する通知は、解嘱の理由のほか、弁明を聴くための期日及び場所を記載した通知書(別記様式第4号)により行うこと。

ウ 弁明の聴取は、警察本部長の指定する警察職員が行うこととし、推進委員の所在が不明である場合のほか、推進委員に対して通知をし、弁明の機会を与えたにもかかわらず、正当な理由がなく期日までに弁明を行わない場合においても、弁明を聴かないで解嘱することができる。

エ 解嘱をしたときは、辞令により行うこと。ただし、当該解嘱された者の所在が不明のときは、この限りでない。

辞令の様式は、別記様式第5号とする。

オ 解嘱をしたときは、速やかに、当該推進委員の氏名及び活動区域並びに解嘱した日について、1(4)に定める措置をとること。

(3) 辞職の承認

推進委員が任期途中で自ら辞職を申し出るなどにより、推進委員としての辞

職を承認する場合には、(2)エ及びオに準じて処理すること。

辞令の様式は、別記様式第6号とする。

第2 協議会

1 設置区域

法第108条の30第1項の規定により推進委員が協議会を組織する区域は、警察署の管轄区域とする。

なお、警察署長は協議会が事務所を設置し、会議等を開催するに当たっては可能な限り便宜を供与する。また、協議会が活動方針等を定めるに当たっては、警察署長と緊密な連絡を取るようにすること。

2 役員等

(1) 人員等

協議会には、役員として会長1名及び幹事若干名を置くこととされている。

(規則第11条第1項)

幹事の具体的人数は、各協議会において定めることになるが、協議会を構成する推進委員の数に比して著しく多くなることのないように指導すること（会長及び幹事の合計数が、推進委員の総数のおおむね3分の1を超えないことを指導の目安とする。）。

なお、幹事のうち、特定の者（例えば、規則第11条第3項の規定により会長を代行する順位が上位にある者）を便宜上「副会長」等と呼称することとしても差し支えない。

(2) 職務

会長の職務は、協議会の会務を取りまとめ、協議会を代表すること（規則第11条第2項）であり、幹事の職務は、会長を助け、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代行すること（同条第3項）である。

幹事が複数いる場合には、地域的又は事物的に、各幹事が担当する事務を明確にし、実質的に会長を補佐することができるよう指導すること。

(3) 選任

役員は、推進委員の互選により選任される。（規則第11条第4項）

解任に関する規定は設けられていないが、役員がその職を辞する場合のほか、

選任と同様な手続（互選）により、これを解任することができると解される（具体的な手続は、各協議会が定めることになる。）。

(4) 任期

役員の任期は、1年であり、再任することができる。（規則第11条第5項）
増員又は補欠により選任された役員については、前任者の残任期間とする。

(5) 顧問等

会長及び幹事以外に協議会が、その定めるところにより、自主的に、関係行政機関の長、関係団体の長等を「顧問」、「相談役」等の名称で委嘱することとしても差し支えない。ただし、顧問、相談役等により実質的に協議会の運営に支障が生ずることがないようにするため、その所掌事務等を定めるに当たっては、あらかじめ、法第108条の30第1項の規定により公安委員会が定める区域を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を通じて協議させることとするとともに、具体的な人選に当たっては、事前に所轄警察署長の意見を聴くよう指導すること。

3 事業

法第108条の30第2項及び規則第12条に定める協議会の事業の運営は、次に定めるところによる。

(1) 推進委員の活動の方針を定めること。（法第108条の30第2項）

ア 概要

推進委員の活動の重点等の方針を定める事務を協議会の事業としたものである。

イ 具体例

- a 重点的に取り組むべき活動内容、活動地域等を定める。
- b 月間、年間の活動の目標を定める。

ウ 留意事項

活動方針を定めるに当たっては、地域の実情を十分に踏まえるとともに、所轄警察署長等と緊密な連絡を取るよう指導すること。

(2) 推進委員相互の連絡及び調整を行うこと。（法第108条の30第2項）

ア 趣旨

推進委員が効果的に活動することができるようにするため、推進委員相互

の活動に関する連絡及び調整をする事務を協議会の事業としたものである。

イ 具体例

- a 推進委員の活動時間、活動回数、担当地区、担当事項等を調整し、定める。
- b 各推進委員の活動等で必要がある場合に、これを調整する。
- c 各推進委員の活動状況等について連絡する。

ウ 留意事項

協議会が各推進委員の担当地区等を調整し、及び設定する場合には、交番及び駐在所の所管区の範囲その他地域における諸事情を勘案するよう指導すること。

- (3) 推進委員の活動に関し警察機関その他の関係行政機関、県センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡又は調整に当たること。(規則第12条第1号)

ア 概要

推進委員の活動を円滑に行うことができるようにするため、関係機関、団体等との連絡又は調整に当たる事務を協議会の事業としたものである。

イ 具体例

- a 警察機関との連絡会を開催する。
- b 市町村の交通担当部局等の活動予定等を連絡する。
- c 地区交通安全協会と活動内容を調整するための協議会を開催する。
- d 共同で実施する行事について他の協議会と協議する。
- e 県センターと研修を受けるべき推進委員の調整をする。

ウ 留意事項

警察機関以外の「関係行政機関」としては、市町村の交通安全担当部局等が考えられる。また、県センター以外の「関係団体」としては、地区交通安全協会、安全運転管理者協議会等が考えられる。

「連絡又は調整」については、事柄の性質上「警察機関その他の関係行政機関との連絡」と「県センターその他の関係団体及び他の協議会との連絡及び調整」とを意味するものである。

なお、「関係行政機関との連絡」とは、推進委員の行う活動の日程等の連絡を意味するものであり、法第108条の30第3項の規定のような関係行政機関に対する意見具申権を認めたものではない。

(4) 推進委員の活動に必要な資料及び情報を集めること。(規則第12条第2号)

ア 概要

推進委員の活動に必要な資料及び情報を集める事務を協議会の事業としたものである。

イ 具体例

a 関係機関、団体等から資料及び情報を収集する。

b 推進委員が活動に関して把握した交通の状況に関する情報を集約する。

ウ 留意事項

収集した資料及び情報については、適切な方法で推進委員に伝達し、活用するよう指導すること。

(5) 推進委員の活動について広報宣伝をすること。(規則第12条第3号)

ア 趣旨

推進委員の活動について広報宣伝をする事務を協議会の事業としたものである。

イ 具体例

a 推進委員の活動を宣伝するポスターを作成する。

b 広報紙(誌)を発行する。

ウ 留意事項

推進委員がどのような活動を行い、どのような成果を挙げているのかを広報宣伝し、推進委員の活動についての地域住民の理解を深め、その協力等が得やすくなるよう指導すること。

(6) 推進委員がその活動を行うに当たって使用する資器材を管理すること。(規則第12条第4号)

ア 趣旨

推進委員の使用する資器材を管理する事務を協議会の事業とするものである。

イ 具体例

a 交通安全教育用の資器材、広報啓発活動用のビデオ機器等がある場合にこれを保管管理する。

ウ 留意事項

備品等については、管理台帳等を作成し、管理に問題がないように配慮す

るよう指導すること。

4 意見の申出

(1) 内容

協議会が法第108条の30第3項の規定により公安委員会及び所轄警察署長に申し出ることができるのは、「推進委員の活動に関し必要と認める意見」である。

「推進委員の活動に関し必要と認める意見」としては、次に掲げるものがある。

なお、協議会が警察署長に申し出る意見は、公安委員会の所掌に係る事務の範囲内に限られる。これは、警察として直接処理することのできない事務を直接処理するよう申し出ることとはできないということであり、関係行政機関に交通の安全と円滑を図るため必要な措置を講ずるよう申し入れることは、当然、警察の所掌事務の範囲内であるから、「〇〇〇（関係行政機関名）に対し〇〇〇の措置を講ずるよう働き掛けること。」のような意見を申し出ることとはもちろん可能である。

ア 推進委員に対する講習又は研修の内容等、使用する資器材その他推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うに当たって必要と認められる事項

イ 推進委員がその活動を通じて把握した地域における交通の安全と円滑を確保する上で必要と認められる事項

(2) 宛先

所轄警察署長の所掌事務に関する意見については所轄警察署長宛てに、これ以外の意見については公安委員会宛てに提出するよう指導すること。

所轄警察署長が複数ある場合には、意見の内容に応じ、当該意見に関係のある各所轄警察署長宛てに意見を申し出るよう指導すること。

(3) 方法

ア 公安委員会又は警察署長に対する意見の申出は、文書をもってすることとされている。（規則第13条第1項）

意見の申出は、別記様式第7号により行うこと。

イ 公安委員会に対する意見の申出は、所轄警察署長を経由してすることとされている。（規則第13条第2項）

公安委員会に対する意見の申出を受理した所轄警察署長は、当該協議会の意見に対する所轄警察署長の意見を付した上、公安委員会に送付する。

なお、所轄警察署長が複数ある場合には、意見の内容に応じ、各所轄警察署長を経由して意見を申し出るよう指導すること。

また、所轄警察署長の管轄区域以外の区域を管轄する警察署長に係る意見の申出がある場合には、当該経由を受けた所轄警察署長又は警察本部の担当課において、当該意見に係る関係警察署長に意見を求める手続をとること。

(4) 意見に対する措置

協議会が申し出た意見のうち、理由のあるものについては、交通警察の運営上、十分に参考とするよう努めること。

また、協議会が申し出た意見に対して講じた措置については、支障のない範囲内で、これを協議会に連絡するよう努めること。

5 報告又は資料の提出

(1) 対象事項

公安委員会は、協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該協議会に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとされている。(規則第14条)

報告又は資料の提出を求めることができるのは、法第108条の30第2項、規則第12条及び法第108条の30第3項に規定する業務の実施状況、役員の選任手続状況、会計の処理状況等協議会の適正な運営を確保する上で必要と認められる事項全般である。

(2) 方法

規則第14条の規定による報告又は資料の提出の要求は、急を要する場合を除き、別記様式第8号により行うこと。

(3) その他

規則第14条の規定は「協議会の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」における公安委員会の権限を定めたものであり、本条は、所轄警察署長等が日常的な業務指導の一環として、必要な報告連絡を求めることを妨げるものではない。

6 勧告

(1) 対象事項

公安委員会は、協議会の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該

協議会に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを勧告することができる
こととされている。(規則第15条)

勧告の対象となるのは、法第108条の30第2項、規則第12条及び法第108条の
30第3項に規定する業務の実施方法の改善、役員の選任手続の改善、役員の解
任、会計処理の改善等協議会の運営全般の改善である。

(2) 方法

規則第15条の規定による改善の勧告は、勧告書(別記様式第9号)により行
うこと。

(3) その他

規則第15条の規定は「協議会の運営に関し改善が必要であると認めるとき」
における公安委員会の権限を定めたものであり、本条は、所轄警察署長等が協
議会に対し日常的な業務指導をすることを妨げるものではない。

7 その他

(1) 地区交通安全協会等との関係

協議会の運営に当たっては、地区交通安全協会等との関係に十分配慮すること。

(2) 協議会の内規

協議会の定める内規のうち、推進委員の担当する地区又は事項の定めに関す
る事項、役員の選任及び解任に関する事項、相談役等の委嘱及び解嘱に関する
事項、公安委員会又は警察署長に対して申し出る意見の決定に関する事項その
他重要と認められる事項については、所轄警察署長と事前協議をさせるなど必
要な指導を行うこと。

(3) 事務所等

協議会の事務所、協議会の会議の開催等については、所轄警察署長において
可能な限り便宜を図るよう努めること。

第3 推進委員関係事務

1 主管課等

推進委員に関する事務は、交通部交通総務課(以下「交通総務課」という。)
及び警察署交通課において行う。

2 茨城県交通安全活動推進センター

(1) 研修業務

ア 内容

法第108条の31第2項第11号の推進委員に対する研修（以下「研修」という。）は、その内容、実施時期等から講習を補完したものとなるよう指導すること。

イ 方法等

研修は、あらかじめ研修事項、研修方法、研修時間、研修対象者の範囲等に関する研修実施計画を策定し、これに基づいて実施するよう指導することとし、当該研修実施計画の策定に当たっては、事前に交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）と協議させること。

また、研修は、受講生の利便性に配慮し、原則としてオンラインによることとするが、受講者の要望やインターネット環境の整備状況等を踏まえて柔軟に対応するなど、実情に応じた方法により行うよう指導すること。

ウ 協議会との関係

研修事項等の内容、研修させる推進委員の人選等研修の運営に当たっては、関係協議会と必要な連絡を取るよう指導すること。

(2) 支援業務

法第108条の31第2項第12号の協議会に対する支援業務については、交通総務課長と緊密な連絡を取りながら実施するよう指導すること。

3 報告

警察署長は、推進委員が職務の遂行に関して災害を受けたとき、及び第三者の身体又は物に損害を与えたときは、速やかに、交通総務課長を経由して警察本部長に報告すること。

別表第 1

推進委員の記章の規格

記章の寸法	規則別記様式第 2 号の (A) を 16.5 ミリメートルとしたときの大きさとすること。
記章の色彩	地の色を黄緑色（色彩番号 D I C - 251 又はその相当色とする。）とし、日章（「交」の模様を含む。）及び縁取りを金色とすること。

別表第 2

講習の実施基準

1 講習の目的

講習は、推進委員が適正かつ効果的にその活動を行うことができるようにするため、推進委員に対し推進委員としての基本的な事項を理解させることを目的とする。

2 講習計画

講習は、あらかじめ、講習計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

3 講習の方法

講習は、講習用に作成された教本を用いるほか、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うものとする。

4 講師

講習の講師は、講習事項について十分な知識及び経験を有する者をもって充てるものとする。

5 講習の内容等

講習項目、講習内容及び講習時間は、おおむね次の表に掲げるとおりとするが、委嘱する推進委員の知識及び経験等に応じて、必要な事項を追加し又は不要と認められる事項を省略するものとする。

講習項目	講習内容	講習時間
1 道路交通の現状に関する知識	① 全国の交通死亡事故発生状況など交通情勢の概要について説明し、交通の安全と円滑を図る上での課題を理解させる。 ② 県内の交通死亡事故発生状況等交通情勢について説明し、県内における交通の安全と円滑を図る上での問題点を理解させる。	1 時間程度
2 道路交通関係法令の基礎的な知識	交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号）に規定する事項を中心に、法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の道路交通関	1 時間程度

	係法令に規定する交通の安全と円滑に係る事項のうち、推進委員としての活動を行う上で必要と認められるものについて説明し、理解させる。	
3 推進委員としての心構え	① 推進委員制度の趣旨について説明し、交通の安全と円滑の確保を図る上で推進委員が果たすべき役割について理解させる。 ② 法及び規則を中心に、推進委員の身分、活動区域、遵守すべき事項等を十分に理解させる。 ③ 協議会及び県センターとの関係について説明し、理解させる。	1 時間程度
4 活動要領	① 法第108条の29第2項第1号から第4号まで及び規則第4条各号に規定する推進委員の活動内容について十分に説明し、理解させる。 ② 各活動に関する公安委員会の指導方針について周知徹底を図る。	1 時間程度
5 交通安全教育の実施要領	地域における住民に対する交通安全教育の重要性について説明し、年齢若しくは通行の態様又は業務の態様に応じ、段階的かつ体系的に技能及び知識を習得させるため、交通安全教育指針の内容を十分に理解させる。	1 時間程度

6 講習の実施時期

講習は、原則として、委員として委嘱した時からおおむね3か月以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

別記様式第 1 号

茨城県地域交通安全活動推進委員推薦書

(茨城県地域交通安全活動推進委員名簿)

地 区		番 号				
住 所				電話番号		
職 業			勤 務 先 役 職 等			
ふりがな			生年月日			
氏 名			年 齢		性 別	
免許の有無		所持免許			警察OB	
経 歴 等 (職歴・ボ ランティア 活 動 歴)						
兼務 ボランティア	団体名		役職名			
受賞状況	種別		受賞年			
健康状態						
推薦理由						
委嘱年月日			新規・再任の別			

注 1 兼務ボランティアが交通関係以外の団体の場合は、経歴等に記載すること。

注 2 受賞状況については、交通安全協会等の表彰（署長・地区会長連名、緑十字銅章等）及び交通関係の署長表彰等について記載すること。

注 3 前科及び運転免許行政処分歴についても調査を行い、該当するような場合には交通総務課と事前に協議を図ること。

注 4 委嘱年月日については、新規の場合は空欄とし、再任の場合は最初に委嘱された年月日を記載すること。

辞 令

(氏 名) ○ ○ ○ ○	(現職名)
(発令事項) 道路交通法第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員に委嘱します。	
(発令年月日及び任命権者) 年 月 日 茨城県公安委員会	

発 第 号
年 月 日

茨城県公安委員会 殿

警察署長

解 嘱 上 申 書

次の事由により、茨城県地域交通安全活動推進委員の解嘱を上申します。

推 進 委 員 住 所 氏 名 生年月日	
委嘱年月日	
番 号	
解 嘱 理 由	
備 考	

通 知 書

茨城県公安委員会第 号
年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

茨 城 県 公 安 委 員 会

道路交通法第108条の29第5項の規定により地域交通安全活動推進委員を解嘱する
予定であるので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に
関する規則第10条の規定に基づき、次のとおり通知します。

記

1 解嘱の理由

2 弁明を聴く日時及び場所

(注) 上記の日時に上記の場所に出頭しない場合には、あなたの弁明を聴かないで
解嘱することがありますので、やむを得ない理由により出頭することができな
いときは、 月 日までに、担当 (電話) に連
絡して下さい。

辞 令

(氏 名) ○ ○ ○ ○	(現職名) 地域交通安全活動推進委員
(発令事項) 道路交通法第108条の29第5項第○ 号の規定により、地域交通安全活動推進委 員を解嘱します。	
(発令年月日及び任命権者) 年 月 日 茨城県公安委員会	

辞 令

(氏 名) ○ ○ ○ ○	(現職名) 地域交通安全活動推進委員
(発令事項) 地域交通安全活動推進委員の辞職を承認 します。	
(発令年月日及び任命権者) 年 月 日 茨城県公安委員会	

文 書 番 号
年 月 日

茨城県公安委員会
(〇〇〇警察署長経由) 殿
又 は
〇 〇 〇 警 察 署 長

〇〇〇地域交通安全活動推進委員協議会
会長 〇 〇 〇 〇

道路交通法第108条の30第3項の規定に基づき、地域交通安全活動推進委員の活動
に関して次のとおり意見を申し出ます。

記

1 意見の内容

2 理由

3 参考資料 (ある場合) 別添のとおり

茨城県公安委員会第 号
年 月 日

〇〇〇地域交通安全活動推進委員協議会
会長 〇 〇 〇 〇 殿

茨 城 県 公 安 委 員 会

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則
第14条の規定に基づき、次のとおり 報 告 資料の提出 を求めます。

記

1 報告を求める事項

2 提出を求める資料

3 期限

年 月 日まで

勸告書

茨城県公安委員会第 号
年 月 日

〇〇〇地域交通安全活動推進委員協議会
会長 〇 〇 〇 〇 殿

茨 城 県 公 安 委 員 会

地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則
第15条の規定に基づき、次のとおり勸告します。

記

1 改善すべき事項

2 理由

3 改善の実施期限

年 月 日まで